3　合格者の受験番号の掲示
　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。
・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課
4　合格証明書の交付申請
⑴　申請することのできる者　一般財団法人建設業振興基金の行う平成24年度１級又は２級建築施工管理技術検定実地試験に合格した者
⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）
⑶　申請の受付期間　平成25年２月１日（金）から平成25年２月15日（金）までとする。（受付期間締切日の消印のあるものまで有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html を参照。）
⑷　申請書の郵送先　〒150―0002 東京都渋谷区渋谷３―１―４　日本情報産業ビル　電話03―3409―9411　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html を参照。）
⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成25年３月中旬頃に合格証明書を交付する。

平成 24 年度１級及び２級電気工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

　施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月１日
国土交通大臣　太田　昭宏
1　平成24年度１級電気工事施工管理技術検定合格者
　平成24年度１級電気工事施工管理技術検定に合格した者は、6,122名である。
2　平成24年度２級電気工事施工管理技術検定合格者
　平成24年度２級電気工事施工管理技術検定に合格した者は、2,832名である。
3　合格者の受験番号の掲示
　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。
・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課
4　合格証明書の交付申請
⑴　申請することのできる者　一般財団法人建設業振興基金の行う平成24年度１級又は２級電気工事施工管理技術検定実地試験に合格した者
⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）
⑶　申請の受付期間　平成25年２月１日（金）から平成25年２月15日（金）までとする。（受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）
⑷　申請書の郵送先　〒150―0002 東京都渋谷区渋谷３―１―４　日本情報産業ビル　電話03―3409―9411　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）
⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成25年３月中旬頃に合格証明書を交付する。

官　報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月二十九日（火）
　○一般案件
一、「平成二十五年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」の一部改正について（決定）（総務省）
一、平成二十五年度一般会計歳入歳出概算について（決定）（財務省）
一、平成二十五年度税制改正の大綱について（決定）（財務・総務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号新国際ビル９階**グローバルアドバンストメタルジャパン株式会社**の工場財団に福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111番地グローバルアドバンストメタルジャパン株式会社会津工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
　平成 25 年２月１日
福島地方法務局若松支局

有権者申出方

　元当局所属公証人池田茂穂の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。
　平成 25 年２月１日　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

　金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社ベスト株式スクール
２．住所　福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番22号
３．代表者の氏名　境　　信昭
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
５．上記の者（登録番号福岡財務支局長（金商）第87号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年８月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
　平成 25 年２月１日
福岡財務支局長　御園生　功